

生駒市消防本部訓令甲第1号

生駒市消防事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

生駒市消防長 藤田 隆文

生駒市消防事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(生駒市消防事務決裁規程の一部改正)

第1条 生駒市消防事務決裁規程(平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号)

の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第5条第3項及び第7条(見出しを含む。)中「本部次長」を「副消防長」に改める。

(生駒市消防文書規程の一部改正)

第2条 生駒市消防文書規程(昭和44年5月1日生駒市消防本部訓令甲第8号)

)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「本部次長」を「副消防長」に改める。

(生駒市消防職員懲戒取扱規程の一部改正)

第3条 生駒市消防職員懲戒取扱規程(昭和49年7月1日生駒市消防本部訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第7条第2項及び第3項第1号中「本部次長」を「副消防長」に改める。

(生駒市消防安全管理規程の一部改正)

第4条 生駒市消防安全管理規程(昭和60年4月1日生駒市消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「次長」を「副署長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。